

会員規約

1. 総則

第1条（目的）

1. 本規約は、株式会社テクノア（以下「運営者」といいます。）が運営する「つながるファクトリー」（以下「本コミュニティ」といいます。）の利用条件並びに運営者と会員との間の権利義務関係を定めるものとします。会員は、本規約を遵守するものとします。
2. 本コミュニティは、中小製造業を営む会員が、その経営者、経営幹部その他の役職員を通じて、企業の枠を超えてつながり、学び合い、高め合う場とすることを目的とします。

第2条（用語の定義）

本規約における用語の意義は、次のとおりとします。

- (1) 会員：本規約に同意のうえ、第6条の定めるところにより本コミュニティに入会した法人（法人格を有する法人に限ります。以下同じ。）をいい、一般会員及び特別会員を含みます。会員は、原則として1社（団体）につき1つの社名（団体名）で登録するものとします。入会申込みは、当該法人の経営者、役員若しくは経営者の承認を得た者が行うものとします。
- (2) イベント：運営者が主催又は共催する交流会、工場見学会、セミナー、合宿、その他の企画をいいます。
- (3) 有償イベント：参加費等の支払いが必要なイベントをいいます。
- (4) 対象ソリューション：運営者が提供する生産管理システム等のソリューションのうち、別紙「会費・入会金一覧」において指定するものをいいます。
- (5) 入会申込者：入会申込みを行う法人の経営者、役員若しくは経営者の承認を得た者である個人をいいます。
- (6) 参加者：会員がイベントに参加させる、当該会員の役職員である個人をいいます。
- (7) 会員間取引：会員と他の会員との間で行われる、商品・役務の取引、受発注、業務提携その他一切の取引をいいます。
- (8) 個別規程等：運営者が定める個別規程・ガイドライン・申込ページ記載事項を総称していいます。
- (9) 本サービス：運営者が本コミュニティとして会員に提供するサービスの総称をいい、イベントの開催その他運営者が随時提供する一切のサービスを含みます。
- (10) 受入企業：工場見学会等の見学・訪問先となる企業をいいます。
- (11) 秘密情報：文書、口頭、電磁的記録媒体その他有形無形を問わず、工場見学会その他のイベントにおいて、開示者から会員（その役職員を含みます。）に対して開示され、又は提示された一切の情報のうち、(a)開示又は提示の際に、開示者が書面又は口頭その他の方法により秘密である旨を明示した情報、又は(b)運営者が、当該イベントに関し、注意事項その他の方法により、秘密として取り扱うべき旨を会員に告げた情報をいいます。ただし、①開示の時に既に公知であったもの、②開示後に自己の責めによらず公知となったもの、③正当な権限を有する者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの、④開示を受ける前から適法に保有していたものは、秘密情報に含みません。

第3条（会員区分）

1. 本コミュニティの会員区分は、一般会員及び特別会員とします。本規約は全会員に適用するものとします。ただし、本規約中で一般会員を対象として定めた事項は一般会員にのみ、特別会員を対象として定めた事項は特別会員にのみ、適用するものとします。
2. 一般会員：運営者が定める所定の会費及び入会金を支払う会員をいいます。
3. 特別会員：対象ソリューションを利用している会員をいいます。特別会員は、会費及び入会金の支払いを免除されるものとします。
4. 特別会員が対象ソリューションの利用を終了し、前項に定める特別会員の資格要件を満たさなくなった場合、当該会員は、運営者が当該利用の終了を確認した日をもって退会したものとみなします。
5. 一般会員が対象ソリューションの利用を開始したときは、運営者は、当該会員を特別会員に区分変更するものとします。この区分変更は運営者が自動的に行い、当該会員による申出を要しないものとし、その効力は、運営者が当該利用の開始を確認した日に生じるものとします。
6. 前項により一般会員が特別会員に区分変更した場合、当該会員は、区分変更の効力が生じた日の属する月の翌月以降の会費の支払を要しないものとします。既に支払われた会費及び入会金並びに区分変更の効力が生じた日の属する月分の会費は、運営者に故意又は重過失がある場合を除き、返還しないものとします。

第4条（適用）

1. 本規約は、会員と運営者との間の本コミュニティ利用に関する一切の關係に適用されるものとします。
2. 運営者は、本コミュニティの運用に関し、本規約のほか個別規程等を定めることがあります。個別規程等は本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約と個別規程等が矛盾する場合、特段の定めがない限り、個別規程等が優先されるものとします。

第5条（役職員の行為に対する会員の責任）

1. 会員は、その役職員に本規約及び個別規程等を遵守させる義務を負うものとします。
2. 会員の役職員による本サービスの利用、発言、イベント参加その他一切の行為は、これを会員自身の行為とみなし、会員は、当該行為及びこれに起因して生じた一切の結果について、自己の行為と同様の責任を負うものとします。

2. 入会・退会・休会

第6条（入会）

1. 入会希望者（一般会員となることを希望する法人をいいます。）は、運営者が指定する方法により入会申込みを行うものとし、運営者が申込内容を確認のうえ承諾した時点で一般会員となることとします。確認の結果、運営者は入会を承諾しない場合があります。運営者は、入会を承諾しない場合でも、その理由を開示する義務を負わないものとします。運営者は、入会審査において、入会希望者の主たる事業内容を確認するものとします。なお、対象ソリューションを利用する法人の特別会員としての入会の方法は、第4項から第6項までによるものとします。
2. 会員（一般会員及び特別会員）の入会資格は、原則として、次の各号の条件をすべて満たす法人とし

す。この場合において、各号のうち個人に関する要件は、当該法人の入会申込者について判断するものとします。

- (1)不正競争防止法、その他の法令に違反する目的又は態様で参加される疑義が認められないこと。
- (2)反社会的勢力及びそれに準じる者でないこと。
- (3)製造業を主たる事業とする法人であって、その入会申込者が当該法人の経営者、役員若しくは経営者の承認を得た者であること。
- (4)法人格を有する法人であること。
- (5)入会の時点において、常時使用する従業員数が 300 人以下であること（パートタイム労働者及び有期雇用労働者を含みます。）。
- (6)過去に運営者から除名を受けていないこと。
- (7)本コミュニティの目的に賛同すること。

3. 運営者は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、入会を承諾しないことがあります。

- (1)申込内容に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- (2)本コミュニティの趣旨（中小製造業を主な対象とする活動）から大きく外れる場合
- (3)運営者又は対象ソリューションと競合する事業を営む法人と運営者が判断した場合
- (4)その他、運営者が不適当と判断した場合

4. 運営者は、対象ソリューションを利用する法人に対し、本コミュニティの概要、本規約の内容、次項以下の取扱い及びオプトアウトの方法を、書面又は電子的方法により通知するものとします。

5. 前項の通知を受けた法人が、当該通知を受けた日から 30 日以内に、参加を希望しない旨を運営者所定の方法により申し出なかった場合、当該法人は、本規約に同意のうえ本コミュニティの特別会員として入会したものとみなします。ただし、第 2 項の入会資格を満たさない法人、又は第 3 項各号のいずれかに該当すると運営者が判断した法人については、運営者は、特別会員として取り扱わないことができるものとします。

6. 特別会員は、入会後もいつでも運営者所定の方法によりオプトアウトすることができるものとし、オプトアウトをした場合、当該特別会員は退会するものとします。第 5 項及び本項のオプトアウトは、対象ソリューションの利用契約に影響しないものとします。

7. 退会した会員が再び入会する場合の取扱いは、次の各号によるものとします。

- (1) 一般会員として入会する場合は、第 1 項に基づく新規の入会として取り扱い、入会金及び会費の支払を要するものとします。
- (2) 再び対象ソリューションの利用を開始した場合は、第 4 項から第 6 項までの手続により特別会員として入会するものとします。

第 7 条（登録情報の変更）

会員は、入会時に登録した情報に変更があった場合、速やかに運営者が指定する方法で届出を行うものとします。

第 8 条（退会）

- 1.一般会員は、退会希望日の 2 ヶ月前までに運営者所定の方法により通知することで退会することができるものとします。
- 2.特別会員が対象ソリューションの利用を終了し、第 3 条第 3 項に定める資格要件を満たさなくなった場合

の取扱いは、同条第4項によるものとします。

3. 会員が解散し、破産手続開始の決定を受け、又は事業を廃止した場合、当該会員は当然に退会したものとします。
4. 退会に伴い、既に支払われた会費・参加費等がある場合でも、運営者に故意又は重過失がある場合を除き、返金しないものとします。ただし、個別規程等に別段の定めがある場合を除きます。

第9条（会員資格の譲渡等の禁止・組織再編）

1. 会員は、会員資格を第三者に譲渡、貸与、担保提供、名義変更その他の処分をしてはならず、また、これらを行わせてはなりません。
2. 合併、会社分割、事業譲渡その他の組織再編により会員たる地位の承継を希望する場合は、事前に運営者へ届け出て、その承諾を得るものとします。

第10条（休会）

1. 一般会員は、休会希望日の2ヶ月前までに運営者所定の方法により通知することで休会することができるものとします。
2. 休会の期間は無期限とします。一般会員の休会の期間は、当該一般会員から運営者所定の方法による復会の申し出があり、運営者がこれを承諾した時に終了するものとします。
3. 休会中、会員は本サービスを利用することができないものとしますが、第19条（禁止事項）、第20条（反社会的勢力の排除）、第23条（秘密保持）、第25条（録音・録画等）その他性質上存続すべき義務は引き続き適用されるものとします。
4. 休会中は会費の支払いを要しないものとします。ただし、休会申請時点で既に発生している会費、イベント参加費、その他の債務がある場合、会員はこれを支払うものとします。
5. 休会に伴い、既に支払われた会費がある場合でも、運営者に故意又は重過失がある場合を除き、返金しないものとします。ただし、個別規程等に別段の定めがある場合を除きます。
6. 休会していた一般会員が復会する場合、入会金の再納付を要しないものとします。復会後の会費は、復会の日の属する月の翌月1日より発生するものとします。

3. 会費・支払い

第11条（会費及び入会金）

1. 一般会員は、運営者が別途定める会費（月額）及び入会金を支払うものとします。
2. 一般会員が支払う会費及び入会金の金額並びに消費税の扱いは、別紙「会費・入会金一覧」によるものとします。
3. 一般会員は、会費及び入会金を、運営者が定める方法により支払うものとします。
4. 一般会員の会費は、運営者が入会申込みを承諾した日の属する月の翌月1日より発生するものとします。
5. 特別会員の会費及び入会金の取扱いについては、第3条の定めによるものとします。

第12条（提供サービス）

1. 運営者は、会員に対し、以下のサービス（全部又は一部）を提供するものとします。詳細（内容、条件、実施頻度、申込方法等）は、個別規程等により定めるものとします。

(1) イベント参加に関する案内（優先案内・先行申込等を含みます。）

(2) 会員間ネットワーキング（交流機会の提供）

(3) 情報提供（お知らせ、ニュースレター、資料配布等）

2. 運営者は、本サービスの内容を変更し、又はその全部若しくは一部の提供を一時的に中断することができるとします。本コミュニティ又は本サービスの全部若しくは一部の終了については、第 31 条によるものとします。運営者は、本サービス並びに本サービスを通じて提供され又は取得される情報について、その有用性、完全性、正確性、最新性、特定目的への適合性、安全性及び適法性その他一切の事項を保証しないものとします。

第 13 条（会費の改定）

物価又は運営者の設備等に係る維持管理運営費の変動により、運営者が 11 条の会費を不相当と認めるに至ったときは、改定日の 60 日前までに会員に通知することにより、上記変動を踏まえた合理的範囲内で利用料金を変更することができるものとします。利用料金の変更時期は、改定日以降の次回支払い日とします。

第 14 条（会員資格の継続）

会員資格は、第 6 条に基づき会員となった時から、本規約に定める会員資格の終了事由の効力が生じる時まで継続するものとします。休会は会員資格を終了又は中断させるものではありません。

第 15 条（イベント参加費等）

イベントの参加費、定員、内容、実施方法、申込方法等は、各イベントの案内ページ又は個別規程等に定めるものとします。

4. キャンセル・返金

第 16 条（有償イベントのキャンセル）

1. 会員が有償イベントの参加申込みをキャンセルする場合、イベントごとに定めるキャンセル方法に従うものとします。
2. 有償イベントの参加申込みをキャンセルした場合、既に支払われた参加費は、原則として返金しないものとします。ただし、個別規程等に別段の定めがある場合を除きます。
3. 天災地変、交通機関の重大な障害、感染症拡大等、運営者がやむを得ないと判断した場合、運営者はイベントの中止・延期・内容変更を行うことがあります。この場合の取扱い（返金有無・振替等）は、運営者が合理的な方法で定め、会員へ通知するものとします。

5. 工場見学会等の安全・免責

第 17 条（安全配慮・遵守事項）

1. 参加者は、工場見学会その他の現地開催イベントに参加するにあたり、運営者及び受入企業の指示、注意事項、構内ルール、保護具着用等の安全上の指示に従うものとします。
2. 参加者は、自身の健康状態を確認し、体調不良等がある場合は参加を控えるものとします。
3. 会員は、その参加者に本条の遵守事項を遵守させるものとし、参加者の不遵守を会員自身の不遵守とみなします。

第 18 条（免責・自己責任）

1. 運営者は、工場見学会等の開催にあたり合理的な範囲で安全に配慮しますが、参加者の行為・不注意・指示違反等に起因する事故、負傷、疾病、携行品の盗難・毀損等について、運営者に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
2. 会員又はその参加者が工場見学会等に関連して受入企業、他の会員、他の参加者その他の第三者に損害（図面等の情報の不正取得・漏えいを含みます。）を与えた場合、会員は自己の責任と費用においてこれを解決し、運営者に損害を及ぼさないものとします。
3. 運営者は、参加者の安全確保等のため、自己責任の確認その他イベントの適切な運営のため、参加者個人からの参加同意書の提出を求めることがあり、会員はこれに協力するものとします。

6. 禁止事項

第 19 条（禁止事項）

会員は、本コミュニティの利用にあたり、自ら次の各号の行為（そのおそれのある行為を含みます。）をしてはならず、かつ、その役職員にこれらの行為をさせてはなりません。

- (1)法令又は公序良俗に違反する行為
- (2)本コミュニティ、運営者、他の会員、第三者の権利（知的財産権、名誉、信用、プライバシー等）を侵害する行為
- (3)虚偽の情報を登録又は提供する行為
- (4)勧誘・営業・宣伝・宗教活動・政治活動等で、運営者が不適切と判断する行為（運営者が事前に承認した場合を除きます。）
- (5)他の会員に対する迷惑行為、誹謗中傷、ハラスメント行為
- (6)本コミュニティの運営を妨害する行為
- (7)反社会的勢力等への利益供与又はこれに準ずる行為
- (8)会員名簿、イベント参加者情報、名刺交換等により取得した情報を利用して、相手方の同意なく継続的な営業活動又は勧誘活動などの行為
- (9)独占禁止法上問題となる行為。例えば、他の会員（特に競合関係に立つ会員）との間で、商品・役務の価格、取引条件、生産・販売数量、受注予定者、顧客・取引先・販売地域の割当てその他競争に関する事項を協調・調整する行為、及びこれらに関する競争上機微な情報（価格・原価・受注予定・顧客情報等）を交換し又は取得しようとする行為
- (10)他の会員又は第三者の秘密情報又は個人情報を、正当な権限なく取得し、漏えいし、又は目的外に利用する行為
- (11)その他、運営者が不適切と判断する行為

第 20 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在及び将来にわたり、自ら（役員及び実質的に経営を支配する者を含みます。）が反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ。）に該当しないこと、並びに反社会的勢力等と一切の関係（資金提供、便宜供与、取引、交際等を含みますがこれらに限りません。）を有しないことを表明し、保証するものとします。

2. 運営者は、会員が前項に違反したと判断した場合、事前の通知なく、イベント参加の拒否、除名等の措置を行うことができるものとします。
3. 前項の措置により会員に生じた損害について運営者は責任を負わないものとし、会員が本条に違反したことにより運営者に生じた損害は、会員が賠償するものとします。

第 21 条（会員間取引等）

会員間取引又は会員と第三者との間で行われる商談、取引、契約、共同事業その他の活動（以下「会員間取引等」といいます。）については、当事者間の責任において行うものとします。運営者は、会員間取引等の当事者ではなく、その仲介、媒介、あっせん、代理又は保証を行うものではありません。会員間取引等の成立、履行、内容、条件、商品・役務の品質、代金の支払、関係法令（中小受託取引適正化法等を含みます。）の遵守及び紛争の解決は、すべて当該当事者間で処理するものとし、運営者は一切の責任を負わないものとします。

7. 知的財産・秘密・個人情報

第 22 条（知的財産）

1. 本コミュニティに関して運営者が提供する資料、文章、画像、ロゴ、コンテンツ等に関する権利は、運営者又は正当な権利者に帰属するものとします。
2. 会員は、運営者又は正当な権利者が許諾した範囲を超えて、前項の資料等を、自ら複製・転載・配布・改変等してはならず、かつ、その役職員にこれらの行為をさせてはなりません。

第 23 条（秘密保持）

1. 本条は、工場見学会その他のイベントにおいて自らの工場・設備等を会員に公開する受入企業の秘密情報を保護し、受入企業が安心して見学等を受け入れられるようにすることを主要な目的の一つとします。
2. 会員は、秘密情報について、自ら次の行為をしてはならず、かつ、その役職員にこれらの行為をさせてはなりません。これらの者による次の各号の行為は、会員自身の行為とみなすものとします。
 - (1) 本コミュニティの目的以外に利用すること
 - (2) 開示した会員若しくは受入企業その他の権利者の事前の承諾なく、複製、撮影、録音、録画その他の方法により記録すること
 - (3) 開示した会員若しくは受入企業その他の権利者の事前の承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいすること
3. 前項の義務は、会員が退会した後も期間の定めなく存続するものとします。
4. 会員が本条に違反した場合、運営者並びに情報を開示した会員及び受入企業は、当該違反行為の差止め及び損害の賠償を請求することができるものとします。情報を開示した会員及び受入企業は、本条に基づき、違反した会員に対して直接これらの請求を行うことができるものとします。

第 24 条（広報利用）

運営者は、本コミュニティ及びイベントの記録・広報を目的として写真・動画等を撮影し、会員の社名、所属、発言内容等を運営者の Web サイト、SNS、パンフレットその他広報媒体に掲載できるものとします。

第 25 条（録音、録画、撮影及び AI 利用の制限）

1. 会員及びその参加者は、工場見学会、経営者交流会、勉強会その他のイベントにおいて、運営者及び受入企業の事前承諾なく、録音、録画、写真撮影、ライブ配信その他これらに類する行為を行ってはなりません。
2. 会員及びその参加者は、イベント等を通じて取得した情報、資料、画像、音声又は発言内容を、生成 AI、機械学習サービス、外部データベースその他第三者が提供するシステムへ入力してはなりません。ただし、権利者又は情報提供者の明示的な承諾がある場合はこの限りではありません。
3. 運営者は、本コミュニティの運営及びサービス向上のため、イベントの録音・録画を行い、文字起こし、議事録作成、要約その他の目的で利用することがあります。

第 26 条（個人情報の取扱い）

1. 運営者は、会員の役職員の個人情報を、運営者が定めるプライバシーポリシー（<https://www.technoa.co.jp/privacy>）又は個別規程等に従い適切に取り扱うものとします。
2. 会員は、本コミュニティを通じて他の会員の役職員その他の個人の個人情報を取得した場合、個人情報の保護に関する法律その他の法令を遵守してこれを取り扱うものとします。

8. 規約違反・除名等

第 27 条（除名等）

1. 運営者は、会員（その役職員の行為を含みます。）が次の各号のいずれかに該当する場合、事前の通知又は催告なく、イベント参加の拒否、除名等の措置を行うことができるものとします。
 - (1) 本規約又は個別規程等に違反した場合
 - (2) 反社会的勢力等に該当し、又は第 20 条に違反した場合
 - (3) 会費の支払を遅滞し、運営者が指定する期日までに支払いがない場合
 - (4) 申込内容その他の届出に虚偽があった場合
 - (5) 第 6 条第 2 項に定める入会資格（同項第 5 号を除きます。）を欠くに至った場合
 - (6) その他、運営者が会員として不適当と合理的に判断した場合
2. 前項の措置により会員に損害が生じてても、運営者は、故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。除名の場合であっても既払の会費は返還せず、運営者の損害賠償請求を妨げないものとします。

9. 免責・損害賠償

第 28 条（免責・責任の制限）

1. 運営者は、本コミュニティの提供にあたり合理的な範囲で注意を払いますが、会員に生じた損害について、運営者に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。
2. 会員間又は会員と第三者との間で生じた取引、連絡、紛争等について、運営者に故意又は重過失がある場合を除き、運営者は一切責任を負わないものとします。
3. 天災地変、感染症流行、通信障害、サイバー攻撃その他運営者の合理的支配を超える事由による履行遅滞又は履行不能について、運営者は責任を負わないものとします。

4. 運営者が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、運営者に故意又は重過失がある場合を除き、その責任は現実に発生した直接かつ通常の損害に限られ、賠償額は、別紙「会費・入会金一覧」に定める一般会員の会費の直近 12 ヶ月分に相当する額（以下「会費基準額」といいます。）を上限とするものとします。運営者は、逸失利益、事業機会の喪失、データの消失その他特別の事情による損害及び間接損害について、責任を負わないものとします。

第 29 条（損害賠償）

1. 会員が本規約に違反し、又は本コミュニティの利用（その役職員の行為を含みます。）に関連して運営者又は第三者に損害を与えた場合、会員はその損害を賠償するものとします。
2. 前項に基づき会員が運営者に対して負う損害賠償の範囲は、直接かつ通常の損害に限るものとし、その総額は、会費基準額を上限とするものとします。ただし、会員の故意又は重過失による場合、第 19 条（禁止事項）、第 20 条（反社会的勢力の排除）、第 23 条（秘密保持）若しくは第 25 条（録音・録画等）に違反した場合、又は第三者の権利侵害に起因する場合は、この上限を適用しないものとします。
3. 会員は、第 2 項の定めにかかわらず、自己若しくはその役職者の本規約違反又は行為に起因して、運営者が第三者（受入企業、他の会員及びこれらの役職員を含みます。）から請求を受け、又は運営者と第三者との間に紛争が生じた場合、運営者の請求に従い、合理的な弁護士費用を含む損害を賠償し、又は運営者を防御し補償するものとします。

10. その他

第 30 条（規約の変更）

1. 運営者は、いつでも本規約を変更することができるものとします。
2. 運営者は、会員に対して、本規約を変更する旨並びに変更後の内容及びその効力発生日を、本コミュニティ上の掲示その他適切な方法により通知するものとします。会員は、変更後の本規約に同意しない場合、当該効力発生日までに退会をすることができるものとし、この場合、第 8 条第 1 項の予告期間（2 ヶ月前の通知）に関する定めは適用しないものとします。会員が、当該効力発生日までに退会の手続きをとらなかった場合、又は当該効力発生日以後に本サービスの利用、イベントへの参加、会費の支払その他会員としての行為を行った場合には、会員は、変更後の本規約の全てに同意したものとみなします。

第 31 条（本コミュニティ等の終了）

運営者は、合理的な理由があると判断したときは、その裁量において、運営者が適当と考える方法により、本コミュニティ及びこれに付随するサービス等の全部又は一部を終了することができるものとします。この場合、運営者は、合理的な期間をもって会員に事前に周知するよう努めるものとします。

第 32 条（準拠法・管轄）

本規約は日本法に準拠し、本コミュニティ又は本規約に関して会員と運営者の間で紛争が生じた場合、運営者の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

改定履歴

- 2026-08-18 : 初版